

紙のリサイクルの流れ

きちんと「分別」すれば、古紙は暮らしに役立ちます。

<分別にご協力ください>

段ボール、新聞、雑誌、紙パックなど、古紙として回収に出すときは、種類ごとにきちんと「分別」してください。古紙は種類によってそれぞれ違う用途の紙に再生されるため、「分別」が必要なのです。

なお、紙の原料にならない「禁忌品」は古紙の中には混ぜないでください。「禁忌品」を混ぜないことで、紙の原料としての古紙の価値は高まり、良質な紙に再生されるのです。紙のリサイクルを進めるうえで、みなさん一人ひとりのきちんとした「分別」が必要な条件となります。ぜひご協力ください。

(株)山崎紙源センター大隅営業所



大崎町菱田地内

古紙

●種類ごとに分けて、
ひとまじりごみ箱に
しぼってください。



古紙利用製品

<このような紙製品に生まれ変わります>

混ぜないでください、「禁忌品」

- 紙**
- 窓の付いた封筒
 - 紙コップなどのワックス加工紙
 - 油紙
 - 合成紙
 - 感熱発泡紙
 - 裏カーボン紙
 - ビニールコート紙
 - ノーカーボン紙
 - 写真
 - 防水加工紙
 - 感熱紙(ファックス用紙)
 - ノーカーボン紙



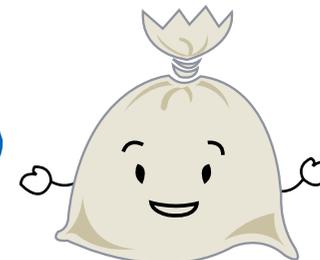
紙以外

- 粘着テープ類
- ファイルの金属
- フィルム類
- セロハン
- ガラス製品
- ワッペン類
- 金属クリップ類
- 発泡スチロール
- プラスチック製品
- 布製品



ごみの事に関する

Q & A



Q 転出に伴って大量のごみが出た

A 大量のごみが出たときは、**一般、粗大ごみ**と一緒に自分で清掃センターに搬入するか、町が許可する一般廃棄物許可業者に処理を依頼（有料）してください。又、そおりサイクルセンターにて電話予約（中身や量によっては有料）回収も致します。（477-2455）

資源ごみは、指定収集日以外は収集できません。町が許可する収集運搬許可業者に処理を依頼（有料）してください。指定収集日以前に引っ越しをされる方は、役場で申請書を提出して搬入券を発行してもらってください。その券を持参して、そおりサイクルセンターへ自己搬入してください。

Q 会社、商店等のごみ処理は？

A 会社・商店などの事業所から出るごみは、全て事業所の責任で処理しなければなりません。事業活動に伴うごみで自家処理できないごみは、一般廃棄物及び産業廃棄物の許可業者に処理を依頼してください。

Q 町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者とは？

A 一般廃棄物で集落のごみ収集場を利用しない個人、事業所などは、町の許可業者（P38 ページ）に依頼してください。許可業者以外は、そおりサイクルセンターなどへの搬入はできません。（業者の問い合わせは役場まで）



Q 自治会やボランティアグループでの清掃ごみは？（事前に連絡を）

A 草木や泥については、できるだけ自己処理（堆肥化など）をしてください。自己処理できないもので町道など、町が管理する施設の清掃ごみは建設課などの関係課と協議をしてください。町の管理道路など以外での草木については、処理施設への直接搬入になりますので、役場担当課まで申請してください。

ポイ捨て散乱ごみの清掃ごみは、空き缶など資源ごみになる場合は、**資源ごみの日**に出します。分別が出来ないゴミについては、一般ごみ指定袋に入れて自治会名を記入し一般ごみ収集日に出します。（ボランティアごみ）不法投棄された多くのごみを清掃する場合は、**指定袋を配布しますので**役場担当課まで申請ください。

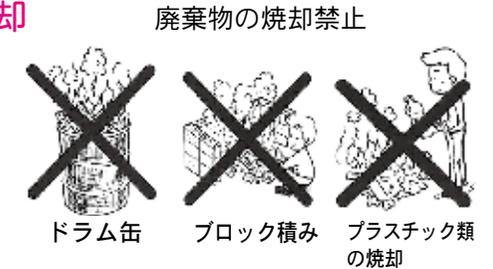
Q ごみの野焼きが禁止されましたが、例外として認められた焼却とは？(関係分)

A 次に掲げる場合を除き焼却することは禁止となりました。

1. たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。
例) 暖をとるためのたき火やキャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却
2. 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例) 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝木等の焼却
3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例) どんと焼き等の地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却
4. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
例) 河川管理者が管理のために行う伐採した草木等の焼却

注：これらの焼却を行うときは必ず消防署に届出をしてから焼却してください。

※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことを言います。



Q 違法な野焼きを発見した時は？

A ダイオキシン類の発生原因となるビニール・プラスチック類や大量の野焼きを発見した場合は、ごみの不法投棄と同じ方法で連絡ください。住宅内での焼却は、自分で焼却した際にでる煙と他人の焼却煙では、同じ煙でも感じ方が違います。隣近所間のトラブルの原因となりますのでお互いに注意してください。

罰則規定：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

Q ごみの不法投棄者を発見した時は？

A 車のナンバーやごみなどから投棄者を確認できた場合は、志布志警察署(472-0110)に連絡ください。不法投棄者を確認できない場合は、志布志保健所(472-1021)、又は役場担当課まで連絡ください。

罰則規定：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金

Q 道路に犬、猫の死骸を見つけたときは？

A 路上放置死体で、飼い主不明なものは無料で収集しますので、大崎町役場（476-1111）までご連絡ください。道路など公共施設以外のものは、土地管理者（所有者）の方で埋葬などの処理をしてください。

但し、国道・県道・町道は国または県・町の機関において行います。

- 国道 220 号は鹿屋国道維持出張所（0994-43-4881）
- 国道 269 号、448 号と県道は大隅地域振興局曾於市駐在（482-0481）
- 町道は大崎町役場建設課（476-1111）

Q 火災によるごみ処理は？

A 家屋等の火災による燃え殻等は、自己処理していただきます。

但し、木柱の燃え殻については、清掃センターに自己搬入ができます。その場合、消防署の確認後に役場担当課に搬入許可申請をします。搬入許可書により清掃センターに **4 トン車以下** で搬入します。

・木柱以外の燃え殻は、P38 の専門業者に依頼して処理してください。

Q 町が引き取らないごみ処理は？

A 1. 家電リサイクル法対象品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・冷凍庫）他大型家電などは、買い換えする家電小売店又は家電を購入した小売店に引取りを依頼してください。

2. 産業廃棄物、医療廃棄物は、産業医療廃棄物収集運搬許可業者（P38 ページ）又は処理業者に処理を依頼してください。

3. 町が引き取らない処理困難な廃棄物の処理は専門業者（リサイクル施設など）及び産業廃棄物処分場に直接搬入するか処理業者に処分を依頼してください。

4. 消火器は消防団に買い換え時に依頼してください。

5. 町許可業者にて（有料）回収致します。

3. 町が引き取らない処理困難な廃棄物の処理先（一例）

〈依頼業者は、一例ですので、排出者責任により選定してください。〉

- 農業用廃ビニール…役場農林振興課（476-1111）へ依頼してください。（有料）
- 農機具……………そお鹿児島農協大崎支所（476-2111）
（有料） トセキ九州（株）大崎営業所（476-0140）野方営業所（478-2258）
 ミスホ商会野方営業所（478 - 2200）
- 廃油（エンジンオイルなど）ガソリンスタンドへ
- 廃タイヤ……………大崎タイヤショップ（476-3440）（有料）
- バッテリー……………無料引取り先 高吉自動車電機（478-2030）
 坂元電気（477-1089）、岸辺自動車電機（476-2302）
- 医療廃棄物……………南日本環境サービス（471-6133）
 太陽化学（099-220-0063）
- 産業廃棄物……………産業廃棄物処分場に自己搬入の場合（有料）
 持増産業（0994-45-2690）、馬掛（0994-62-3669）
- 収集運搬許可業者に依頼する場合（有料）
 - ・ミヤウチ（志布志町 471-1166）・志布志塵芥サービス（472-3707）
 - ・カナザワ（鹿屋市 0994-44-0727）
- 建設リサイクル法の対象品目はリサイクル処理施設に依頼してください。
コンクリート・ブロック・瓦（有料）
 サンコー（株）大崎工場（476-0351）岩川工場（482-1406）
- 引越し等での片づけ依頼（有料）
 大崎シルバー人材センターまで（476-0202）
 そおりサイクルセンター（471-6050）

エコラベル一覧

■法定マーク 「資源有効利用促進法」により表示が義務づけられているマークです。



PET

ペットボトル
PET製の清涼飲料、しょうゆ容器、
酒類容器に表示。



アルミ製の缶

清涼飲料水、ビールなどの缶容
器に表示。



スチール製の缶

清涼飲料水、ビールなどの缶容
器に表示。



紙製容器包装

紙製の容器包装に表示。



PE

プラスチック製容器包装
プラスチック製の容器包装に
表示。例はポリエチレン

∞ P V C

塩化ビニール製
建築資材の材質マーク



Ni-Cd

小型二次電池
例はニカド電池

■自主マーク



飲料用紙製容器

飲料用紙容器リサイクル協議
会(紙バック)が制定したマーク。



段ボール

段ボールリサイクル協議会が
制定したマーク。



グリーンマーク

(財)古紙再生促進センターグリー
ンマーク実行委員会が認定した再
生紙利用商品につけられるマーク。



統一美化マーク

飲料容器の散乱防止、リサイク
ルの促進を目的に制定された
マーク。

R100

全紙日本100%再生紙を使用しています

再生紙使用マーク

古紙配合率100%の再生紙利
用商品につけられるマーク



国際エネルギースターロゴ

スイッチを入れた状態で長時間稼働する
ことの多いオフィス機器の待機電力の抑
制を目的とし、省エネルギー基準に適合
する製品に表示するマーク。

■自主マーク 世界のエコラベル



世界エコラベル・
ネットワーク
(GEN)

欧州



ノルディックスワン
(北欧諸国)



ブルーエンジェル
(ドイツ)

アジア



エコマーク
(日本)



環境ラベル
(韓国)

北米



グリーンシール
(アメリカ)

アフリカ

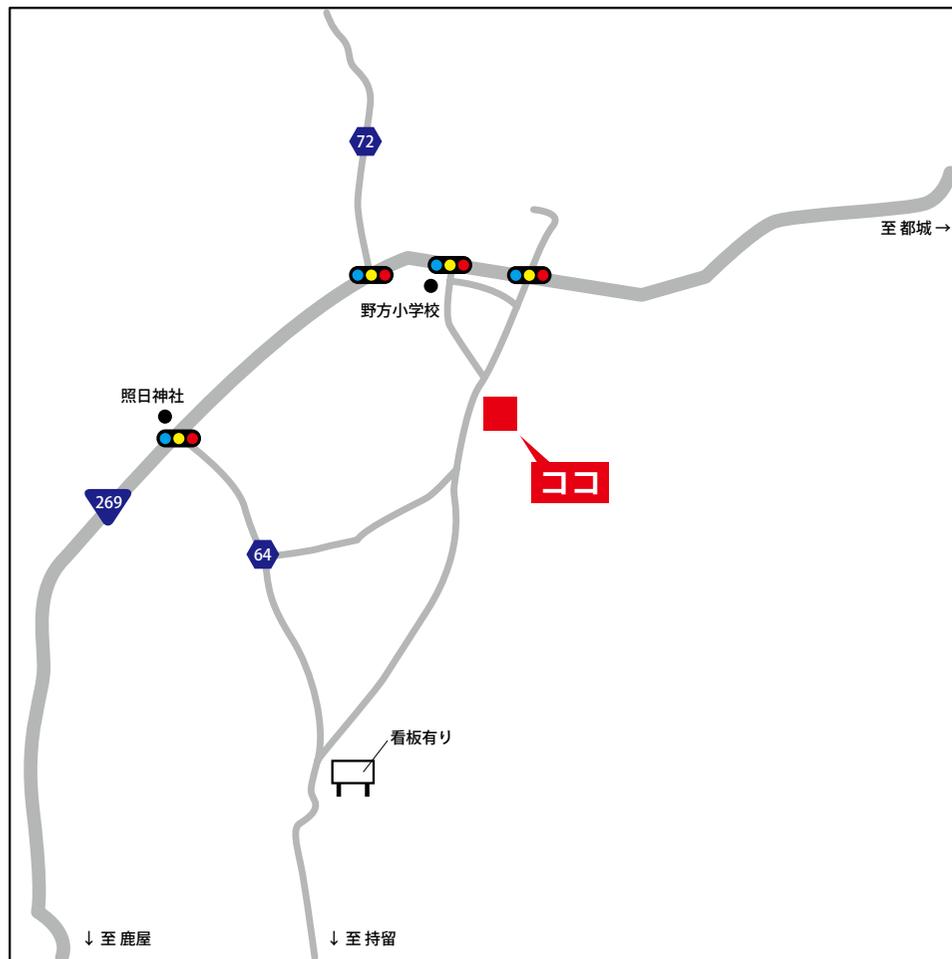


環境ラベル
(ジンバブエ)

オセアニア



環境チョイス
(ニュージーランド)



そおりサイクルセンター 大崎有機工場



清掃センター



発行元 大崎町役場住民環境課環境対策係 TEL476-1111